

令和 5 年度

いじめ防止基本方針



東近江市立愛東北小学校

〒 527-0143

滋賀県東近江市百済寺本町 1 3 9 9 番地

TEL 0 7 4 9 (4 6) 0 5 8 8

FAX 0 7 4 9 (4 6) 0 3 7 6

E-mail aikitasho@higashiomi.ed.jp

URL <http://www2.higashiomi.ed.jp/aikitasho/>

令和５年度 「愛東北小学校いじめ防止基本方針」

東近江市立愛東北小学校
令和５年４月

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東近江市立愛東北小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定するものである。

１ いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめ」に向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

２ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【別表１】参照

（１） いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭および必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市関係機関の職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、委員会を開催する。

（２） 生徒指導委員会

毎月定期的に管理職、生徒指導主任、教務主任、各学年代表、特別支援学級代表による、児童の現状や指導に関する情報交換および共通指導事項について話し合う。

３ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

【別表２】参照

４ 関係機関との連携

- （１） 東近江市教育委員会学校問題対策支援室と緊密な連携を図るとともに、子ども家庭相談センターをはじめ、教育・福祉に関する専門的な知識を有する機関とも連携を図り、早期の問題解決にあたる。
- （２） 市内関係機関や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、スクールカウンセラーや教育相談員の配置及び校内研修の充実を図る。
- （３） いじめの問題に関して、実効的な委員会の場を確保し連携を図る。

５ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、直ちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

６ 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について保護者アンケートを行い、学校評価と合わせその結果を公表する。

8 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を破損する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

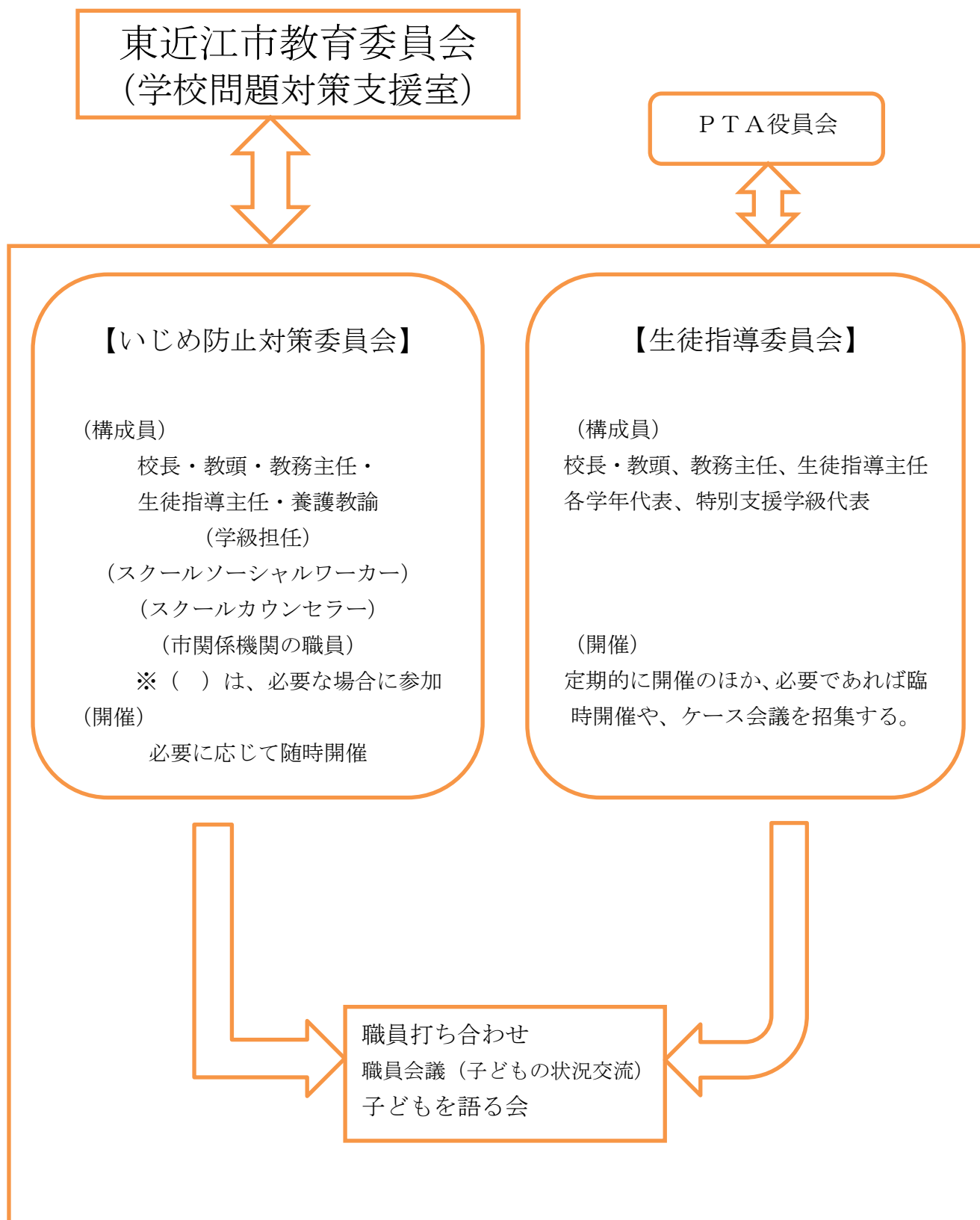
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。
- ・東近江市「いじめ防止基本方針」に則り、適切な措置を講ずる。

【別表 1】

「愛東北小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」



【別表2】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○いじめを許さない見逃さない学校風土の醸成 ○個々の価値観等の理解 ○道徳教育の充実 ○正しい判断力の育成 ○奉仕的体験活動への積極的取組	○学校や家庭での様子について、情報共有と見守り ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人での児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 ○チェックリストの活用	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察・児童相談所等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○いじめを許さない見逃さない学校風土が生まれる全校的な取組の推進(周りの子供たちの正義感や勇気を奮い立たせる取組) ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づくことができるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときには、はっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡